欧州評議会の概要

Council of Europe / Couseil de l'Europe

令和7年2月 外務省

- **人権、民主主義、法の支配**の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関。
- 1949年、フランス・ストラスブールに設立。
- 加盟国は46か国(EU全加盟国、英国、トルコ、ウクライナ、西バルカン・南コーカサス諸国等)、オブザーバー5か国(日 本、米国、カナダ、メキシコ、教皇庁)
- 欧州人権条約等多国間条約の作成、欧州人権裁判所や条約モニタリング機関を通じた人権保護等を行う。
- 選挙監視ミッションの派遣や、憲法改正意見案の発出などによる旧東側諸国の民主化を積極的に支援。
- サイバー犯罪、人身取引、テロ対策、偽造医薬品対策、女性に対する暴力、子どもの権利、AI等の分野にも取り組む。

議員会議

(諮問機関) 加盟国の国会議員306名で構成 年4回の本会議

欧州人権裁判所

欧州人権条約違反の人権侵害に関す る加盟国に対する訴えを判断

裁判官は各加盟国から1名の計46名

〈意思決定機関〉

閣僚委員会

(最高意思決定機関) 加盟国外相で構成、年1回開催 議長国は6か月毎に交代

閣僚代理会合

(閣僚委員会の代理機関) 加盟国常駐代表(大使)で構成 原則月2~3回開催

地方自治体会議

勧告等

協議

(諮問機関) 加盟国の地方代表議員306名で構成 年2回の総会・二院制

事務局

職員約2500名 予算規模約5億ユーロ(2023年)

日本とCoEの関係

- 1996年11月にオブザーバー国として参加。在ストラスブール総領事館が日本政府代表部として機能。
- 会合出席:閣僚委員会・閣僚代理会合、その他各種会合への出席。
- **条約締結**: サイバー犯罪条約、受刑者移送条約、税務行政執行共助条約等の締結。

協議

勧告等

- 司法連携:最高裁判所と欧州人権裁判所との協力、最高裁判事による各種司法関連会合への出席。
- 知的貢献:AIに関する委員会等の各種専門家会合や世界民主主義フォーラムへの日本人専門家の参加。 各種セミナーの開催。
- 事業協力:1995年以降断続的に、サイバー犯罪への対応能力構築支援や欧州評議会主催会議の開催を支援。